

第8回

本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 平成27年3月25日(水)
午後3時00分～午後5時00分

2、開催場所： 本部町役場 (2-2会議室)

3、出席委員 (8人)

会 長 9番 比嘉 由具

委 員 1番 太田 守隆
2番 渡久地 真吾
3番 高良 久

5番 大城 清一
6番 仲田 英夫
7番 我那覇 隆
8番 知念 一義

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第25号 農地法第5条許可の取り消し願いについて

議案第26号 非農地証明願いについて

議案第27号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)

議案第28号 農地法第3条第2項第5号で定める別段の面積について

議案第29号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について

議案第30号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

議案第31号 農地台帳点検等実施規程の制定について

6、農業委員会事務局

事務局長 伊野波 盛二

農政班長 大 濱 兼 愛

7、会議の概要

- 議長 ただ今から第8回本部町農業委員会の総会を開催いたします。
委員の出席について、事務局、報告をお願いします。
- 事務局 全員出席しております。
- 議長 事務局の報告どおり、過半数以上が出席しておりますので、
会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。
- 会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいで
しょうか。
(異議なし)
- 議長 異議がございませんので議事録署名員は8番委員と1番委員をお願いします。
書記は事務局職員をお願いします。
- 会議についてお諮りします。
本日の総会は本日一日限りと思いたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なし)
- 異議がございませんので、本日一日限りといたします。
- 議案に入ります。
議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について議案といたします。
事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第3条の規定による
許可及び同法施行規則第2条第1項の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。
- 1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。
番号1番 浦崎658番地、登記簿現況ともに畑、面積536㎡
譲渡人 那覇市在住T氏
譲受人 本部町にあるM企業
添付資料説明
- 議長 説明が終わりました。何か質問はありませんか。
(異議なしの声あり)
- 異議なしとのことですので、議案第23号は提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
- 異議なしとのことですので、議案第23号は可決いたします。
次に進みます。
議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について
事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第5条の規定による
許可及び同法施行令第15の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。
- 1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。
番号1番 浜本105番地、登記簿現況ともに畑、面積533㎡
貸付人 本部町在住K氏
借受人 本部町在住H氏

転用目的 一般個人住宅
転用理由 借家住まいなので、自家を建築したい。
農地区分 小規模集団の生産性の低い第2種農地に該当すると思われます。
添付資料説明

議長 説明が終わりました。補足説明をお願いします。

3番委員 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について補足説明いたします。
番号1番の農地ですが、下の方が勾配になっており、事前着工もなく、問題の無い土地だと思われます。

議長 3番委員の補足説明に対し、何か質問はありませんか。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第24号は提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第24号は可決いたします。
次に進みます。

議案第25号 農地法第5条許可の取消し願いについて
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第25号 農地法第5条許可の取消し願いについて
上記のことについて、別紙のとおり提出されていますので、農業委員会の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい、今回の申請件数は1件です。
番号1番 浦崎927番地、地目 畑、面積828㎡
譲渡人 本部町在住N氏
譲受人 本部町在住N氏
取消し理由 許可後に適地が見つかり、住宅を建築した為、転用の必要が無くなった。
添付資料説明

議長 説明が終わりました。何か質問はありませんか。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第25号は提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第25号は可決いたします。
次に進みます。

議案第26号 非農地証明願いについて
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第26号 非農地証明願いについて
上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されておりますので、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことの、可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回は1件の証明願が提出されております。
番号1番、願出人 本部町在住K氏
申請農地 豊原618-1番地、面積2,854㎡、登記簿地目 畑
申請要旨 戦後飛行場あとから畑として使用していない。
所有者 本部町在住K氏
添付資料説明

議長 説明が終わりました。補足説明をお願いします。

5番委員	<p>議案第26号 非農地証明について補足説明いたします。</p> <p>番号1番の豊原の土地ですが、申請要旨にもあるように、戦後飛行場あとから畑として使用していない土地で、現在は資材置き場で使用されている状態で、非農地として問題無い土地だと思います。</p>
議長	<p>補足説明が終わりました。何か質問はありませんか。 (異議なしの声あり)</p> <p>異議なしとのことですので、議案第26号は提案通り認めてよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)</p> <p>異議なしとのことですので、議案第26号は可決いたします。 次に進みます。 議案第27号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借) 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第27号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借) 上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり、農業委員会の可否の意見を求めます。</p> <p>1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は8件です。 番号1番、申請農地 健堅49番地、面積166㎡、登記簿現況ともに畑 健堅50-1番地、面積659㎡、登記簿現況ともに畑 大浜163-1番地、面積2,907㎡、登記簿現況ともに畑 大浜836番地、面積1,057㎡、登記簿現況ともに畑 利用権を設定する者 本部町在住H氏 利用権の設定を受ける者 本部町在住H氏 利用目的 畑、10年間の使用貸借となっている。 添付資料説明</p> <p>番号2番、申請農地 北里1101-1番地、面積1,456㎡、登記簿現況ともに畑 北里1102-1番地、面積1,084㎡、登記簿現況ともに畑 利用権を設定する物 那覇市在住K氏 利用権の設定を受ける者 本部町在住K氏 利用目的 畑、8年間の使用貸借となっている。 添付資料説明</p> <p>番号3番、申請農地 石川1030番地、面積943㎡、登記簿現況ともに畑 利用権を設定する物 本部町在住T氏 利用権の設定を受ける者 本部町在住T氏 利用目的 畑、5年間の使用貸借となっている。 添付資料説明</p> <p>番号4番、申請農地 石川1048番地、面積641㎡、登記簿現況ともに畑 利用権を設定する者 本部町在住T氏 利用権の設定を受ける者 本部町在住T氏 利用目的 畑、5年間の使用貸借となっている。 添付資料説明</p> <p>番号5番、申請農地 石川1034-2番地、面積549㎡、登記簿現況ともに畑 利用権を設定する者 本部町在住T氏 利用権の設定を受ける者 本部町在住T氏 利用目的 畑、5年間の使用貸借となっている。 添付資料説明</p>

番号6番、申請農地 石川1033番地、面積1,136㎡、登記簿現況ともに畑
石川1034-1番地、面積368㎡、登記簿現況ともに畑
利用権を設定する者 本部町在住T氏
利用権の設定を受ける者 本部町在住T氏
利用目的 畑、5年間の使用貸借となっている。
添付資料説明

番号7番、申請農地 並里1236-6-A番地、面積6,000㎡、登記簿現況ともに畑
利用権を設定する者 浦添市にあるH企業
利用権の設定を受ける者 本部町在住O氏
利用目的 畑、5年間の使用貸借となっている。
添付資料説明

番号8番、申請農地 具志堅1639番地、面積994㎡、登記簿現況ともに畑
利用権を設定する者 本部町在住O氏
利用権の設定を受ける者 本部町にあるH企業
利用目的 畑、15年1ヶ月の賃貸借となっている。
添付資料説明

議長 説明が終わりました。何か質問はありませんか。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第27号は提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第27号は可決いたします。
次に進みます。

議案第28号 農地法第3条第2項第5号で定める別段の面積について
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第28号 農地法第3条第2項第5号で定める別段の面積について
上記のことについて、農地法第3条第2項第5号及び同法施行規則第17条にもとづき、
別段の面積の設定について、農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。

別段の面積について、毎年農業委員会で可否を求めているものであります。

1. 設定の有無は設定ありなので、有とされており。
2. 設定区域は町全体。別段の面積は現行40アール、見直し後40アール
3. 設定方法は、農地法施行規則第17条第2項の規定により、設定区域及び周辺地域における農地又は採草放牧地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、新規就農を促進するために適当と認められる面積とする。

【理由】

1. 設定区域内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他その適当な利用を図る必要がある農地が相当程度存在するため(遊休農地率10.3%)
2. 設定区域の位置及び規模からみて、設定区域内において50アール未満の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供する者の数が増加することにより、設定区域及びその周辺の地域における農地または採草放牧地の農業上の効率のかつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないため。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。何か質問はありませんか。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第28号は提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことなですので、議案第28号は可決いたします。
次に進みます。

議案第29号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)
について議案といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第29号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)
上記のことについて、農業委員会の可否の意見を求めます。

I 法令事務に関する点検

1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況
周知している 告示及びホームページによる周知。

(2) 総会等の議事録の作製
作製している

(3) 議事録の内容
詳細なものを作製している

(4) 議事録の公表
公表している ホームページにより公表。

2 事務に関する点検

(1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数:24件、うち許可24件及び不許可0件)

事実関係の確認

実施状況 申請書類の確認を行うとともに、3名の農業委員及び事務局職員で現地調査
並びに必要に応じて申請者に対する聞き取りを行っている。

総会等での審議

実施状況 関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議している。

申請者への審議結果の通知

実施状況 申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数 0件
不許可処分の理由の詳細を説明した件数 0件

審議結果等の公表

実施状況 議事録を作製し、ホームページ等により公表。

(2) 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数:25件)

事実関係の確認

実施状況 提出された申請書や添付書類等により、農業委員及び事務局職員で
書類審査及び現場確認を行っている。

総会等での審議

実施状況 農地法並びに、法運用基準等に照らし、事業計画内容や現場の
状況等を総合的に判断する。

審査結果等の公表

実施状況 議事録を作製し、ホームページ等により公表。

(3) 農業生産法人からの報告への対応

農業生産法人からの報告について

管内の農業生産法人数 8法人

報告書提出農業生産法人数 2法人

報告書の督促を行った農業生産法人数 6法人

督促後に報告書を提出した農業生産法人数 0法人

報告書を提出しなかった農業生産法人数 4法人

対応方針

未報告の法人については、電話連絡により報告するよう指導する。

(4) 情報の提供等

賃借料情報の調査・提供

実施状況 調査対象賃貸借件数19件 公表時期 平成27年3月

情報の提供方法:ホームページで公表

農地の権利移動等の状況把握

実施状況 調査対象権利移動等件数51件 取りまとめ時期 作成後随時

情報の提供方法:議事録作製により、ホームページで公表

農地基本台帳の整備

実施状況 整備対象農地面積1,121ha 整備方法 電算システムによる整備

データ更新:利用状況調査結果を踏まえ更新

II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

1 現状及び課題

現状(平成26年12月現在)

管内の農地面積(A)1,358ha 遊休農地面積(B)125ha 割合(B/A×100)9.2%

課題:若年層の農業離れや少子高齢化により農業従事者が減少するため、遊休地・耕作放棄地が増加している。優良農地として保全することが課題。

2 平成27年度の目標及び実績

目標① 10ha 実績② 3.0ha 達成状況(②/①×100) 30.0%

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画

農地の利用状況調査

調査実施時期 8月～12月 調査員数(実数) 11人 調査結果取りまとめ時期 1月～3月

調査方法 農業委員会、事務局職員、臨時職員により農地の一筆調査を実施する。

遊休農地への指導 実施期間:8月～12月

活動実績

農地の利用状況調査

調査実施時期 8月～2月 調査員数(実数) 11人 調査結果取りまとめ時期 10月～3月

調査方法 農業委員会、事務局職員、臨時職員により農地の一筆調査を実施する。

遊休農地への指導 実施時期:8月～12月

指導件数:10件 指導面積:3ha 指導対象者:10人

4 評価の案

目標に対する評価の案 耕作放棄地解消事業や自助努力により、遊休地の解消を図っているが、高齢化による離農等により遊休地が増加している。

活動に対する評価の案 所有者等の理解が得られにくい中、利用権設定等によって遊休地等を解消することができた。

III 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現状(平成26年12月現在)

農家数423戸 うち主業農家133戸 農業生産法人数8法人

認定農業者11経営 特定農業法人0法人 特定農業団体0団体

課題 新規就農者が少ない状況で育成を図るには、県の関係機関や農協と連携し、農地の確保や活気ある農業を営める環境づくりをどうするかが課題。

(2) 平成26年度の目標及び実績

目標① 認定農業者2経営 特定農業法人0法人 特定農業団体0団体

実績② 認定農業者1経営 特定農業法人0法人 特定農業団体0団体

達成状況(②/①×100) 認定農業者50% 特定農業法人0% 特定農業団体0%

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現状(平成26年12月現在)

管内の農地面積1,358ha これまでの集積面積43ha 集積率3.2%

課題 農業従事者の減少、高齢化による耕作放棄地の増加、担い手への農地の利用集積を図ること。

(2) 平成26年度の目標及び実績

目標① 3ha 実績② 16.0ha 達成状況(②/①×100) 533.3%

(3) (2)の目標に向けた活動

活動計画 平成25年度の農地利用状況調査及び農地基本台帳整理等をもとに、耕作放棄地対策協議会等と連携し、利用権設定の促進を図り、担い手農家に農地を集積する。

活動実績 耕作放棄地対策協議会と連携し利用権設定の促進並びに、耕作放棄地の解消を図り、担い手農家に農地あっせんを実施した。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案 担い手への集積を図る実践に見合った目標値である。

活動に対する評価の案 計画に基づいた活動により、目標値に近づけることができた。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現状(平成26年12月現在)

管内の農地面積(A)1,358ha 違反転用面積(B)0.92ha 割合(B/A×100)0.1%

課題 農地法または農振法についての周知不足。

農地パトロールの強化。

(2) 平成26年度の目標及び実績

目標① 0.92ha 実績② 0ha 達成状況(②/①×100) 0.0%

(3) (2)の目標達成に向けた活動

活動計画 違反転用を防止するため、8月・10月に町全域を農業委員、事務局職員で農地のパトロールを実施し、農地転用許可権者である県と違反転用是正に取り組む。

農地法の制度説明会や町の広報誌に掲載し再発防止を図る。

活動実績 農地所有者に違反である通知を行い、現状回復するよう努めた。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案 目標に向けた活動ができた。

活動に対する評価の案 違反転用の認識を広げることができた。

以上で説明をおわります。

議長

説明が終わりました。何か質問はありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことなので、議案第29号は提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことなので、議案第29号は可決いたします。

次に進めます。

議案第30号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)

について議案といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第30号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)

上記のことについて、農業委員会の可否を求めます。

1ページ目をお開き下さい。

I 法令事務(遊休地に関する措置)

1. 現状及び課題

現状(平成26年12月現在)

管内の農地面積(A) 1,358ha 遊休農地面積(B) 125ha 割合(B/A×100) 9.2%

課題:若年層の農業離れや少子高齢化により農業従事者が減少するため、

遊休地・耕作放棄地が増加している。優良農地として保全することが課題。

2. 平成27年度の目標及び活動計画案

目標案 遊休農地の解消面積 10ha

目標案設定の考え方:遊休農地指導及び耕作放棄地対策事業で解消予定面積など

活動計画 農地の利用状況調査

実施期間8月～12月 調査員数(実数)11人 調査結果取りまとめ時期1月～3月

調査方法:農業委員、事務局職員、臨時職員による農地の一筆調査を実施する。

遊休農地への指導 実施時期8月～12月

II 促進等事務

1. 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1)現状及び課題

現状(平成26年12月現在)

農家数 423戸 うち主業農家 133戸 農業生産法人数 8法人

認定農業者 11経営 特定農業法人 0法人 特定農業団体 0団体

課題:新規就農が少ない状況で育成を図るには、県の関係機関や農業委員会・農協と連携し農地の確保や活気ある農業を営める環境作りをどうするかが課題。

(2)平成27年度の目標案及び活動計画案

目標案 認定農業者 2経営 特定農業法人 0法人 特定農業団体 0団体

目標案設定の考え方:新規2名の確保を図る。

活動計画案:認定農業者制度や農業法人の内容周知や普及を図る。

2. 担い手への農地の利用集積

(1)現状及び課題

現状(平成26年12月現在)

管内の農地面積 1,358ha これまでの集積面積 43ha 集積率 3.2%

課題:農業従事者の減少、高齢化による遊休農地の増加、担い手への農地の利用集積を図ること。

(2)平成27年度の目標案及び活動計画案

目標案 集積面積 5ha

目標案設定の考え方:遊休農地解消面積及び経営展開等農地集積協力

活動計画案:平成26年度に農地利用状況調査及び農地基本台帳整理等をもとに、耕作放棄地対策協議会等と連携し、利用権設定の促進を図り、担い手農家に農地を集積する。

3. 違反転用への適正な対応

(1)現状及び課題

現状(平成26年12月現在)

管内の農地面積 1,365ha 違反転用面積 0.92ha 集積率 0.1%

課題:農地法または農振法についての周知不足。農地パトロールの強化。

(2)平成27年度の目標案及び活動計画案

目標案 違反転用の解消面積0.92ha

目標案設定の考え方:昨年発生した違反転用のあった箇所に努める。

活動計画案:違反転用を防止するため、8月・10月に町全体を農業委員、事務局職員で農地のパトロールを実施し、農地転用許可権者である県と違反転用是正に取り組む。農地法の制度説明会や町の広報誌等に掲載し再発防止を図る。

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。何か質問はありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第30号は提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第30号は可決いたします。

次に進みます。

議案第31号 農地台帳点検等実施規程の制定について

事務局説明をお願いします。

事務局

議案第31号 農地台帳点検等実施規程の制定について

上記のことについて、農地台帳の適時・適切な情報の更新を図るため、別紙のとおり農地

台帳点検等実施規程を制定したいので、農業委員会の可否の意見決定を求めます。

添付資料説明

議長

説明が終わりました。何か質問はありませんか。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第31号は提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第31号は可決いたします。

本日の総会はこれをもって閉会します。

閉会時間 17時00分

議事録署名員

8番 知念 一義

1番 太田 守隆

本部町農業委員会会長

会長 比嘉 由典

